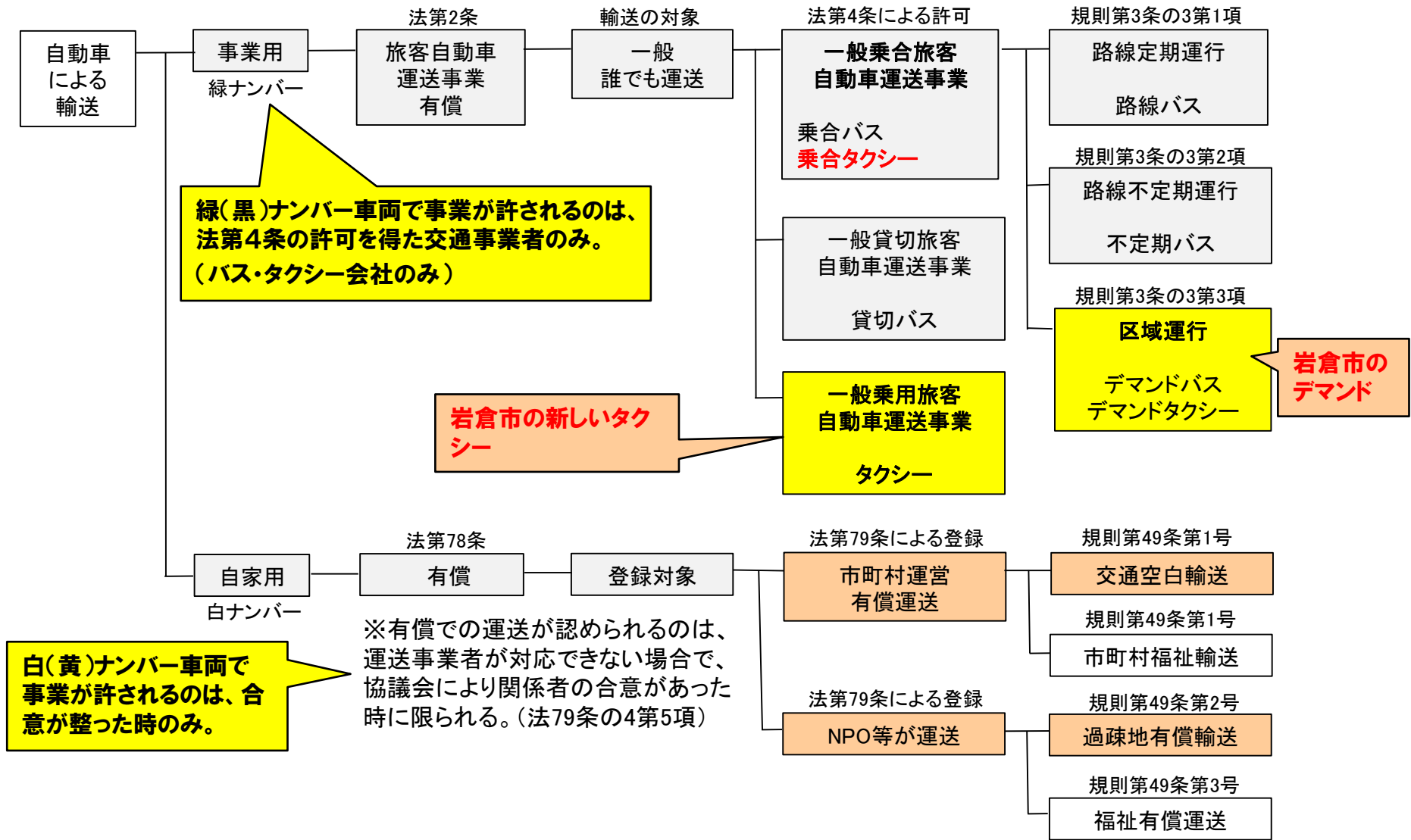


# 道路運送法の枠組み

**有償事業をする時の方法**

## ■道路運送法の区分



# 交通会議・法定協議会の枠組み

## ■地域公共交通に関する協議組織

法令に規定される、市町村が主体となる地域公共交通に関する協議組織は、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「法定協議会」があります。

地域公共交通会議	
目的	生活交通のあり方を審議 地域の交通計画を策定(任意)
<協議が調った場合> ・コミュニティバス、乗合タクシーの許認可等に関する特例の適用を受けることができる	
対象モード	バス・タクシー
参加メンバー	市町村、県、運輸局、交通事業者、交通事業者の運転者組織、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者
参加是非	応諾義務なし
協議結果	法律上規定なし
事業実施	行えない

法定協議会	
目的	地域公共交通総合連携計画(連携計画)の策定 計画実施の主体となる
<協議が調った場合> ・連携計画の策定、同計画実施への許認可手続きの簡素化、地方債起債等の特例措置	
対象モード	鉄軌道、バス、タクシー、旅客船等
参加メンバー	※3 市町村、県、運輸局、交通事業者、住民利用者代表、道路管理者、交通管理者、主催者が必要と判断する者
参加是非	応諾義務あり
協議結果	協議会参加者の尊重義務あり
事業実施	行える

# 道路運送法に基づく交通会議での協議事項

## ■道路運送法の 手続きごとの協議事項

乗合事業を廃止する場合は、地域住民との調整をしたうえで、地域公共交通会議での協議が必要。

### 【凡例】

#### 「協議レベル」欄

◎ 道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化の特例措置の適用を受けるために協議が必要なもの、又は、安全性の確認、地域住民への影響、利用者の利便性等を考慮し、協議すべきもの

△ 安全性の確認、地域住民への影響、利用者の利便性等を考慮し、協議することが望ましいもの

#### 「事前調整」欄

● 道路運送法上の手続きの弾力化や簡素化の特例措置の適用を受けるために事前調整が必要なもの、又は、安全性の確認、地域住民への影響、利用者の利便性等を考慮し、事前調整を行うべきもの

▲ 安全性の確認、地域住民への影響、利用者の利便性等を考慮し、事前に調整することが望ましいもの

道路運送法上の手続き (許認可等に係る項目)	協議 レベル	事前調整 (市町村が主体的に行う)			手続きの時期		
		公安委員会	道路管理者	地域住民等 *1	事業 計画	運行 計画	運賃 料金
事業の新規許可(運行委託先の変更による場合を含む)	◎	●	●	●	事前	事前	事前
路線・運行系統、営業区域・運送の区間							
路線の延長	◎	●	●	●	事前	事前	事前
路線の休止・廃止	◎			●	事前		*2
運行系統の新設・廃止	◎			●		事前	事前
営業区域の新設・変更	◎	●	●	●	事前		事前
区域運行に係る運送の区間の新設・変更	◎	*3	*3	●	事前		事前
停留所							
停留所の新設・廃止・位置の変更	◎	●	●	●	事前		事前
停留所の名称変更	△			●	事後		
フリー乗降区間の設定・変更等	◎	●		●	事前		事前
運行回数・運行時刻							
運行回数の変更	△			●		事前 *4	
運行時刻又は始発・終発時刻の変更 *5	△			●		事後	
通年運行でない場合の運輸期間の設定・変更	△			●		事前	
車両(事業用自動車)							
路線に配置する車両の最大値*11の変更	◎	●	●	▲	事前		
車両(事業用自動車)の数	△*6			▲	事前		
運賃・料金							
運賃・料金の設定・変更	◎*7			●			事前
運賃・料金の割引等(イベント期間中の無料化等を含む)	◎			●			事前